

編集・発行 佐治町総合支所 地域振興課 鳥取市佐治町加瀬木2519-3
 〒689-1313 ☎ 0858-88-0211 ☎ 0858-89-1552
 ✉ sj-chiiki@city.tottori.lg.jp

支所・主な施設への直通電話

地域振興課 ☎88-0211	国保診療所 内科 ☎88-0127
市民福祉課 ☎88-0212	歯科 ☎88-0818
産業建設課 ☎88-0215	佐治人權福祉センター ☎88-0806
教育委員会分室 ☎88-0218	さし保育園 ☎88-0850
佐治地区公民館 ☎88-0228	佐治小学校 ☎88-0351
さしアストロパーク ☎89-1011	千代南中学校 ☎87-2014

鳥取市	男 923人 (+4)	計 1,927人 (±0)
佐治地域の人口と世帯	女1,004人 (-4)	世帯数 778世帯 (+2)
	平成30年4月1日現在 ()は前月比	



交通安全を願って 交通安全祈願祭

葛谷地内の交通安全記念碑前で4月6日、交通安全祈願祭が開催されました。

当日は強い風の中朝8時30分から、交通安全協会佐治支部、警察、交通安全指導員会、学校などの関係者20名が参加し、交通安全を祈願しました。

式典が終了し、交通安全協会佐治支部の奥田支部長が、「この祈願祭をスタートに1年も2年も、将来ずっと交通事故のないようにしていきたい」と参加者に交通安全への尽力をお願いしていました。

今年の交通安全運動は

- 「夏の交通安全県民運動」 7月11日(水)～20日(金)
- 「秋の全国交通安全運動」 9月21日(金)～30日(日)
- 「年末の交通安全県民運動」 12月12日(水)～21日(金)

が今後も実施されますので、みなさんが交通安全につとめましょう。



小さな拠点事業の計画(案)がまとまりました!!

人口減少や高齢化が進行しても、将来にわたって安心して暮らしていける地域づくりをめざして平成28年12月に佐治町内の各種団体や事業所の代表者等からなる「佐治町小さな拠点事業事前検討会」を立ち上げ、事業の進め方の検討や日常生活に関するアンケート調査を実施しました。

その後、事業計画の策定に向けて平成29年11月に若い人から高齢者、女性、保護者、移住者等の幅広い方々からなる「佐治町小さな拠点事業推進委員会」を立ち上げ、住民対象のシンポジウムと各年代別の座談会を開催しました。

参加者からは、これからも佐治で暮らしていくための課題や問題点とその解決策案などがたくさん出され、アンケート調査結果も参考にしながら推進委員会で検討が重ねられ、ようやく下記のとおり計画案(抜粋)がまとまりました。

◇◇◇◇◇◇◇◇ 佐治町小さな拠点づくり基本計画(案) ◇◇◇◇◇◇◇◇

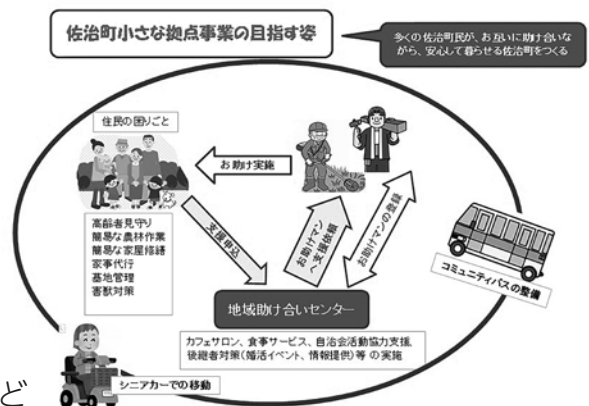
★名称：「地域助け合い(支え合い)センター事業」

それぞれの課題や問題を個々に取り組むのではなく、一つの大きな「助け合い」という仕組みを構築してその中で必要とされる各種の助け合い事業に取り組みます。

また、活動拠点として佐治町コミュニティセンター内に「地域助け合い(支え合い)センター」を設置し、要望の受付や助け合い要員の確保と派遣など、事業の総合的な窓口として機能するよう取り組みます。

★主な事業内容

- ・地域内コミュニティ交通(バス停～自宅付近、通院、買い物、サロン等)
- ・後継者対策(婚活イベントの実施、情報提供等)・除雪対策(道路～玄関、里道等)
- ・買い物支援
- ・簡易な農林作業受託
- ・簡易な家屋修繕等の受託
- ・家事支援代行サービス(食事、掃除、洗濯、ごみ出し、灯油の購入運搬等)
- ・墓地管理(掃除、花立等)・レンタルシニアカー
- ・高齢者見守り・カフェサロン(集う、話す、楽しむ等)
- ・有害鳥獣駆除支援(被害防止)
- ・食事サービス
- ・自治会活動協力支援・その他必要とされる事業など



※同時に全て取り組むのではなく、優先度や緊急度等を考慮して計画的、年次的に取り組む。
※基本的に有料とし、最低限の経費(賃金、その他経費)分は負担してもらう。

★実施(運営)組織

基本的に住民が直接、間接は別として運営に参画可能な法人組織を設立して取り組む。

アンケートの結果をみると、佐治町には日常生活に困りごとがある人が多くいる反面、いろんな技術を持った人や、簡単なお手伝いはできるという方がたくさんいました。

この事業では名前のとおり「助け合い(支え合い)」に重点を置き、それらの方々をセンターが繋ぎ合わせることで暮らしやすくしていくことを目指します。

事務局員紹介

4月10日から、佐治町小さな拠点事業推進委員会事務局員として、佐治町コミュニティセンター内で勤務している、青柳亮治(津野)です。佐治町の方々の需要と供給をマッチングできるような仕組みづくりを考える仕事をしていきます。よろしくお願いします。



五しの里さじ地域協議会が 大賞受賞!!



とっとりふるさと元気塾成果発表会が3月17日、とりぎん文化会館で開催されました。この元気塾は、中山間地域等が抱える様々な問題に対し、具体的な活動を自ら立ち上げ主体的に取り組んでいくことのできる人材を養成することを目的として、鳥取市が実施しているものです。五しの里さじ地域協議会は「田舎暮らし体験活動」で応募し、地域全体を巻き込んだ活動、組織的な対応に優れている、継続した活動と実績などが評価され見事大賞を受賞。代表の藤原俊文さんが塾長である深澤鳥取市長から表彰状を受け取りました。

他にも、かみんぐさじの小谷奈美さんが奨励賞を、クラフト工房ローダンセが努力賞を受賞しました。今後の活躍を期待しています。

32名が
熱戦!!

ソフトバレーボール大会



第26回ソフトバレーボール大会が3月31日、佐治町B&G海洋センターで開催され、愛好者や初めて挑戦する人が8チームに分かれて熱戦を繰り広げました。

強いチームは相手の希望する点数をハンデとして提供し、みんなで楽しみながらプレイできるように工夫されていました。

優勝は、この春中学校を卒業した元バレー部4名でした。おめでとうございます。

~ちょっとひと休み~ 40年前の「広報さじ」

今から40年前（昭和53年）の「広報さじ」の記事タイトルを一部紹介します。



- 園主も喜ぶ五月応援団 三日間で106万枚
- 佐治谷話の碑建立 民俗資料館庭先に
- いつ改築す 第三保育所（三月議会）
- 昭和53年度の予算 10億4578万円
小・中通学費など990万円 他
- 救急業務など東部広域で
- 驚くほど悪い村民の歯 小4以上は9割要治療
- 笑顔で279人が参加（敬老会）
- レントゲン・日本脳炎日程決まる
村内16カ所で
《世帯数954戸 人口3,896人》

鳥取南部地域



精神障がい者家族教室のご案内

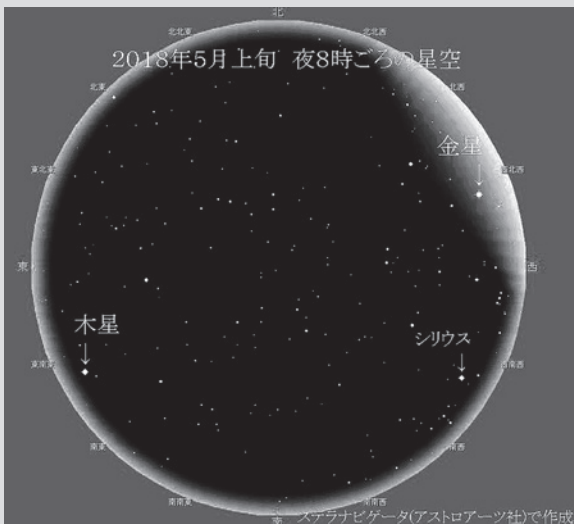
鳥取南部地域(河原・用瀬・佐治)の各支所合同で家族教室を開催しています。今年度最初の回なので、今後の活動について話し合いたいと思います。また、気軽に悩みを話して情報交換ができる会となっています。ご家族だけではなく、地域のみなさんもぜひご参加ください。参加無料、申し込み不要です。

- ◆ 日 時：5月16日(水) 午後1時30分～3時
- ◆ 場 所：用瀬地区保健センター 小会議室
- ◆ テーマ：「みんなで考えよう！今年度の活動について」

【問い合わせ先】市民福祉課 電話 88-0212

さじアストロパーク

今月のイチホシ☆☆



2つの明るい星の正体は？

5月になると太陽が空高くを通り、日の入り時刻がずいぶんと遅くなってきます。

夜8時ぐらいに星空を見てみると、西と東に1つずつ明るい星が見えます。西の星は3月下旬から見え始めていた「宵の明星・金星」です。東の星はなんでしょうか。こちらは太陽系最大の惑星「木星」です。金星ほどではありませんが、マイナス2等級の明るさです。星座のどの星よりも明るく見えます。星座の星で一番明るい星はおおいぬ座の1等星シリウスで、明るさはマイナス1等級です。木星はシリウスのおよそ2.5倍、金星は木星のさらにおよそ2.5倍の明るさです。金星が如何に明るいかわかりますね。

鳥取市さじアストロパーク 宮本 敦

支所職員の異動がありました ※括弧内は前職

- 徳永 努：副支所長兼地域振興課長(市民福祉課長)
前田 由美：市民福祉課長(国府町総合支所市民福祉課主査)
田中 寿彦：産業建設課主幹(教育委員会事務局佐治町分室主幹)
川西 仁志：産業建設課主任再任用(産業建設課長)
小林 隆美：企業立地・支援課再任用(産業建設課主査)
一退 職一 竹本 康宏：(副支所長兼地域振興課長) 西村清太郎：(市民福祉課主任)
西村 省一：(中山間地域振興推進員)

お知らせ

特設人権相談所開設：5月10日(木) 13時～15時、佐治町総合福祉センターで。

人権問題全般の相談受付。

問い合わせ：鳥取地方法務局人権擁護課 電話 0857-22-2289

小さな拠点事業の運営組織の設立と自治連合会との連携等

平成 30 年 7 月

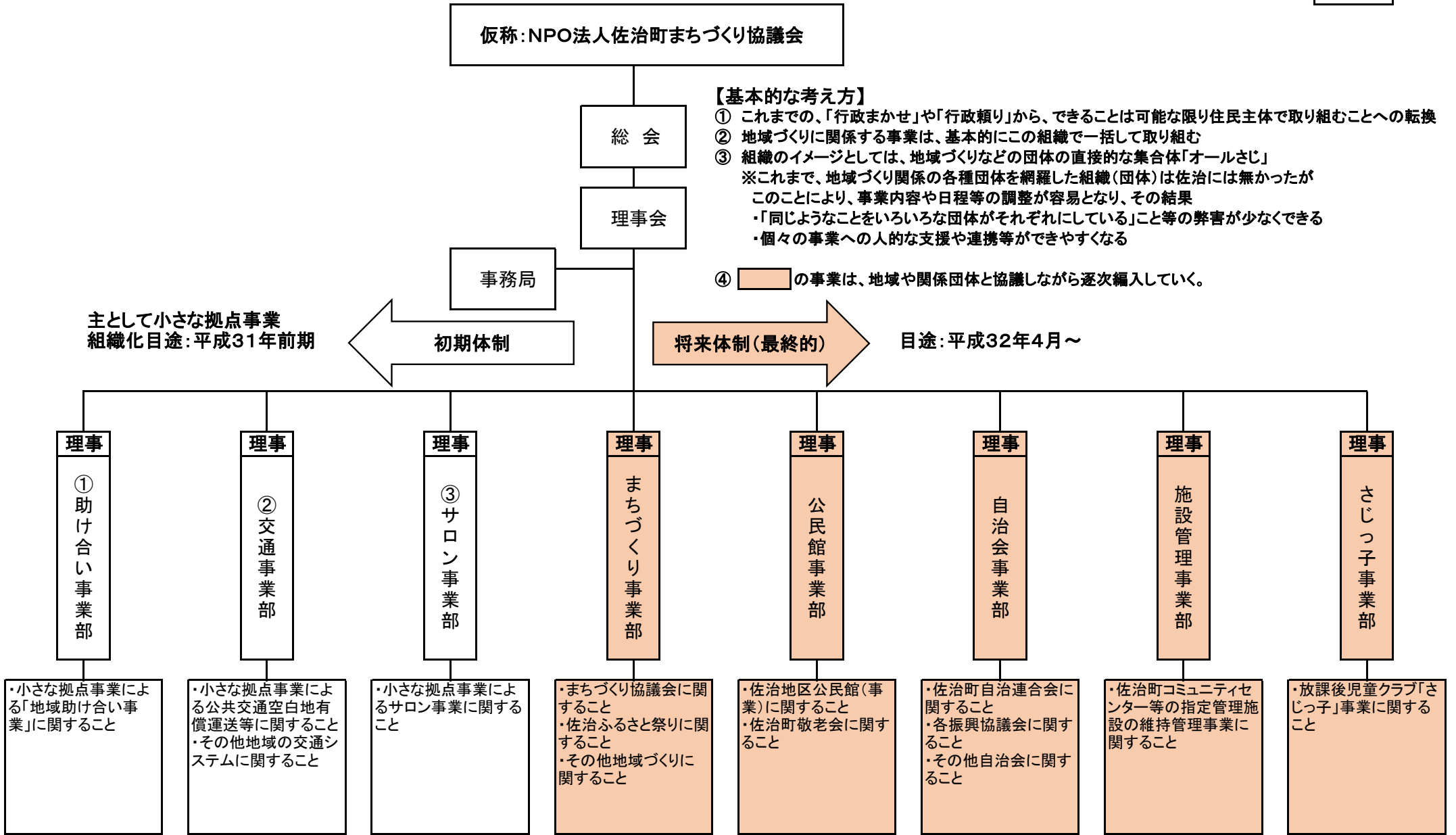
- (1) 想定する運営組織
 - ・特定非営利活動法人(NPO)
 - ・設立目途:平成 31 年中
- (2) 基礎的構成員(正会員)
 - ・各自治会(集落)
 - ・各地区振興協議会
 - ・各種団体、個人

※基本的に住民が直接、間接は別として運営に参画可能とするためには、各自治会(集落)が基本構成員となることが必須と考えます。
- (3) 役員構成等
 - ・理事(監事) ⇒ 理事10名程度、監事2名程度
- (4) 加入金及び会費
 - ・加入金 ⇒ 無料
 - ・会費 ⇒ 1口 500 円程度/年

例えば、自治会(集落)の場合、 $500 \text{ 円} \times \text{戸数} = \text{会費} / \text{年}$
- (5) 会費の主な使途
 - ・法人の基礎的運営費等に充当
- (6) 会費の調達方法等(各自治会)
 - 毎年、佐治町自治連合会から支出している集落活動助成金の中から充当する等
- (7) 協議の日程、手順等
 - ・平成 30 年 6 月 役員会で協議検討
 - ・平成 30 年 7 月、12 月 自治連定例会で説明協議

最終的には各自治会(集落)総会で協議決定をお願いします。

新たな地域運営組織体制図素案



※イメージしやすいように、各事業を「部」として表示していますが、実際の組織化の中では統合等がある場合があります。

※加入時は、基本的に既存の組織(団体)がそのまま加入する。

NPO法人会員構成案

会員区分	細区分	所属等	人数等	摘要	
正会員	佐治町内各自治会		27	各自治会から1名	
	佐治町自治連合会				
	佐治町各振興協議会				
	佐治町まちづくり協議会				
	その他各種団体	JA鳥取いなば佐治支店			
		トスク(株)佐治店			
		(株)JAいなば燃料センター			
		鳥取市南商工会			
		(株)さじ式拾壹			
		(有)かみんぐ・さじ			
		佐治町社会福祉協議会			
		佐治ふれあい作業所			
		五しの里さじ地域協議会			
		佐治町自主防災会連合会			
		佐治町猟友会			
		かみんぐ百彩			
		佐治町放課後児童クラブ(さじっこ)			
		佐治郵便局			
		手づくり梨工房			
		佐治町婦人の家運営協議会			
		佐治町老人会			
		佐治町婦人会			
		佐治町青年団			
		その他賛同する団体			
	個人	佐治町民生児童委員			
		農業委員及び農地利用最適化推進委員			佐治町選出
佐治町地域振興会議委員					
佐治町まちづくり協議会委員					
佐治町総合支所職員					
その他賛同する一般住民					
賛助会員	個人又は団体	町内外(県外)企業等		佐治町との地縁関係企業等	

NPO法人役員構成案

役員	理事(10名程度)		10
	監事(2名)		2

人

小さな拠点事業運営組織回答状況

H31.1.31時点

集落名	世帯数	小さな拠点事業運営組織				概要
		参加	不参加	保留 検討中	その他	
1 小原	9				● 9	小さな拠点未回答
2 葛谷	21	● 21				
3 刈地	40		● 40			
4 ほき元	5			● 5		
5 上葛谷	8		● 8			
6 津無	47	● 47				
7 大井	25			● 25		
8 古市	41				● 41	小さな拠点未回答
9 上大井	11			● 11		
10 森坪	31		● 31			小さな拠点H31年不参加
11 下加瀬木	26			● 26		説明会を検討中
12 加瀬木	63			● 63		説明会2/17予定
13 湊尻	14	● 14				
14 高山	62			● 62		説明会4月予定
15 津野	33	● 33				
16 福園	17	● 17				
17 万蔵	9		● 9			
18 大水	28			● 28		説明会2/8予定
19 小田	21			● 21		説明会1/29実施
20 細尾	9				● 9	未回答
21 畑	28			● 28		
22 つく谷	39	● 39				
23 余戸	37			● 37		説明会希望
24 河本	19		● 19			
25 尾際	37	● 37				
26 中	11	● 11				
27 栃原	11			● 11		回答少し遅れる
計	702	8 219	5 107	11 317	3 59	

「お助け要員」 随時募集中!!

佐治町小さな拠点事業推進委員会

お助け要員事業とは、佐治町小さな拠点事業推進委員会が今後行う予定のお助け要員事業とは、佐治町小さな拠点事業推進委員会が今後行う予定の
人材を派遣する事業の事で、その派遣要員を「お助け要員」と言います。以下に雪かき支援を例として、事業の流れを簡単に説明しておきます。

*現在はまだ協力者を登録している段階で、事業の謝金・傷害保険などについては今後協議により決めていく予定です。登録後に必ず出勤しないといけない強制力はありませんので、お気軽に登録して頂き、手伝える時だけ出してもらおう形でかまいません。皆さんのお力を、佐治のために役立てましょう!

例) 「Aさんが家周辺の雪をかいて欲しい時」の簡単な流れ

手順1 : Aさんが地域助け合いセンターに雪かきを依頼

手順2 : 地域助け合いセンターに登録済みのお助け要員の中から、Aさんの



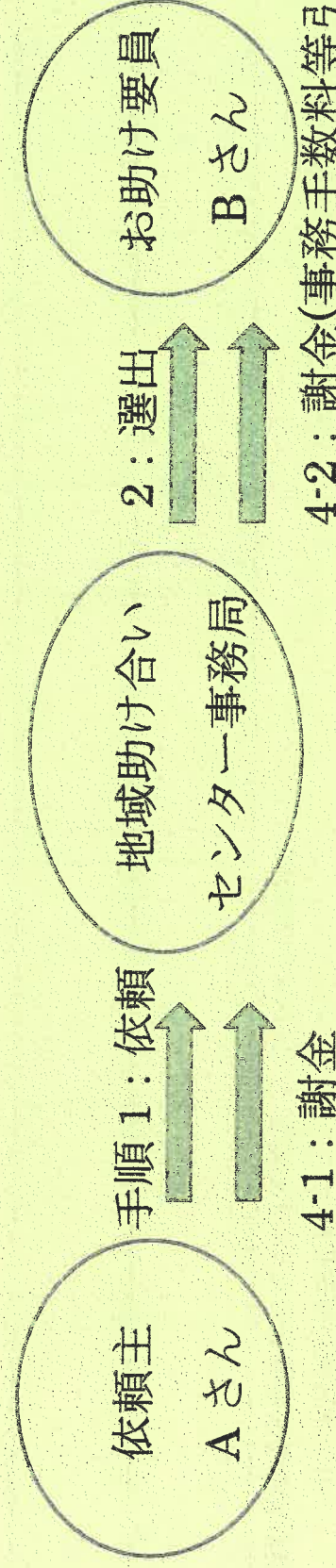
希望する日に雪かきを手伝える人 (Bさん) を選出



手順3 : Bさんを、Aさん宅に派遣して作業実施



手順4 : Aさんが事務局を通して、Bさんに謝金を支払う







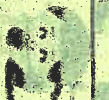

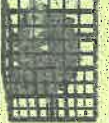


3: 作業実施

*裏面につづく

1. 助け合い事業メニューリスト

* 料金について・・・事業は基本的に有料とし、金額は実費を基本として今後検討して決定します。

* 保険等について・・・不測のけがや事故等に備えて、傷害保険に加入します。

事業メニュー番号：事業カテゴリ	事業内容
1: 雪かき支援	 家周辺の雪かき、歩行式除雪機を使った里道の雪かき等
2: 荷物運搬支援	 ごみステーションへのごみ出し、家庭用大型ごみを処理施設に運搬等
3: 墓地管理支援	 墓掃除、花立等
4: 相談支援	 高齢者の話し相手、悩み相談等
5: 家事支援	 洗濯、家庭内外の掃除、簡易な大工仕事、簡易な備品交換作業、庭の手入れ、トイレのつまり解消、食事準備等
6: 簡易な農林作業支援	 歩行式耕運機での畑の耕運、苗ものへの水やり、家周り・畑の草刈り等 * 草刈りについては各自がカー・草刈り機を持参してもらいます
7: 鳥獣対策支援	 イノジクやジカなど有害鳥獣の侵入防止柵設置・捕獲罠の設置等 * 捕獲罠の設置は猟友会の方など有資格者のみ設置可能
8: 子育て・介護支援	 産後の身の回り手伝い、子守り、子どもの遊び相手、子どもへの弁当の配達、介護支援（買い物などに出ている間だけの短時間の世話）等
9: 電子機器操作支援	 パソコン・スマートフォン・タブレットの操作指導、申請書類提出時のパソコン・ワープロの入力代行等

※当面の助け合い事業の内容(メニュー)は、設備や施設等がいないもので、できるものから取り組むものです。したがって、今後、県・市の補助金制度の活用などの準備を進め逐次、事業内容(メニュー)の追加に取り組んでいきます。

2: お助け要員及び協力可能な事業メニュー記入欄

上記の事業メニューから、世帯の各人ごとに協力出来る事業メニュー番号をお書きください。

住所欄は世帯のうち、お1人だけの記入で構いません。なお住所欄には、郵便番号も忘れずにお書きください。

※お助け要員登録方法はこの募集チラシの提出以外に、電話・FAX・Eメールでの申込みでも構いません。

住所	氏名	性別	連絡先電話番号 (Eメール)	お助け可能な 事業メニュー番 号	お助け可能な 曜日：時間帯	*その他(メニュー以外の 事が出来る場合は、具体的 にご記入ください)
(記入例) 〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木 2542-1	山田 太郎	男	0858-88-0218 080-1234-5678 smallbase2018@gmail.com	1, 3, 5	平日: 18~20時 土曜日: 午前中 日曜日: 15~18時	インターネットでの買い物代行、 家庭教師(受験・運動全般指導)

お問い合わせ先: 佐治町小さな拠点事業推進委員会事務局(担当: 青柳)

鳥取市佐治町加瀬木2542-1
(佐治町コミュニティセンター内)
電話: 0858-88-0218
(教育委員会分室と共用)
FAX: 0858-88-0219
Eメール: smallbase2018@gmail.com

地域内情報伝達設備整備に係る佐治町としての方針の

経緯と変更事項について

平成 30 年 12 月
佐治町自治連合会

これまで説明していた市の補助事業は、「音声告知専用端末機器設置事業」、「有線放送設備設置事業」、「地域無線システム設置事業」の中から地域が選択して実施できるものであり、佐治町としての考え方としては、

- ・地域内一斉同時放送が可能であること。
- ・経費(初期費用・運営費等)が経済的であること。
- ・維持管理が容易であることとし、

(1)平成 30 年 7 月 13 日に開催した佐治町自治連合会定例会でCATV網を活用した「音声告知専用端末機器設置事業」が最も適しているとして次のような方向性で各集落で協議検討するようしていた

- ・各自治会(集落)毎に自由に設備を選択するのではなく、佐治町で統一した設備とする必要がある。
- ・各自治会(集落)内でも、個々に加入・未加入の意志確認を行うのではなく、自治会(集落)がまとまって加入する必要がある。
- ・自治会(集落)内でまとまって加入する際は、初期負担金 10,000 円/戸と使用料 108 円/月の負担を基本的に個人負担とせず、自治会(集落)費で負担(補助)するような対策が必要。

(2)その後、8 月に、「整備方針案に安価な新しい事業種類を追加検討のため」として、平成 30 年 7 月 13 日の佐治町自治連合会定例会で説明した「地域内情報伝達設備整備の考え方」の集落での意向確認のお願いを一時保留とした

(3)12 月に「整備方針案に安価な新しい事業種類を追加検討中」としていたものの、具体的な補助事業の内容が市から示された。その内容は、

- ・各集落の既設の有線放送に1個(口)だけCATV網を活用した音声告知専用端末機器を接続して放送するもので、補助率等は現行の有線放送設備設置事業と同様とする(1/2補助)

※このことにより、主な変更事項は次のとおり

①これまでの説明と方針では、全戸が音声告知専用端末機器を設置し、その費用は1戸当り 10,000 円と使用料が毎月 108 円(年間 1,296 円)必要としていたが、1 個(口)だけの接続で済むことになり、費用負担が軽減される」こととなる。

したがって、今後の佐治町の整備方針としては、「各集落の既設の有線放送に1個(口)だけCATV網を活用した音声告知専用端末機器を接続して放送する方式」で町内全域の整備を行うよう推進していくこととしたい。

②推進していく上での留意・検討事項等

- ・現在、有線放送設備が無い集落については、有線放送設備の新設が必要
- ・既設有線設備のアンプ等の交換改修が必要な場合があること
 - ※音声告知専用端末機器を有線放送のアンプに繋ぐ電気中継機は 1/2 の補助対象となるが、既設アンプの交換は補助対象外
- ・1個(口)の音声告知専用端末機器をどこに設置するかよく検討する必要がある
 - ※集会所等がCATVに加入していれば集会所に設置すれば役員が変わっても移動する必要はないが、個人宅に設置すると役員の交代に伴って毎年のように移転しなくてはならない場合がある。

鳥取市地域内情報 伝達設備整備事業補助金

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められています。

本市では、地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会、集落、自治会（以下「町内会等」）の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備にかかる経費について一部助成しています。

《補助事業内容》

補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限補助額
(1) 音声告知専用 端末機器設置事業	音声告知専用端末機器の購入費及びこれらの設置に要する標準的工事費から 10,000円を差し引いた経費 ↓ 利用者の負担額は1世帯当たり 10,000円となります	10分の10	1町内会等につき、音声告知専用 端末機器等を購入設置した世帯 数に次の額を乗じた額 (1) 日本海ケーブルネットワークエ リアの場合 19,160円 (2) いなばぴよんぴよんネットエリ アの場合 36,980円
(2) 有線放送設備 設置事業	スピーカー、放送卓、アンプ、ケーブル、 マイク、ポール、非常用電源等の設備の設 置経費等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円
(3) 地域無線シス テム設置事業	戸別受信機、放送卓、アンプ、アンテナ、 マイク、非常用電源等の設備の設置経費 等	2分の1	1町内会等につき 2,500,000円

《補助対象者》

鳥取市自治連合会に加盟する町内会等

ただし、新規で地域内情報伝達設備を整備する町内会等については自治会加入世帯の8割以上の世帯が本事業に取り組むことが必要です。

※ 複数の町内会等で構成する組織でも可能です。

《事業実施期間》

平成29年4月1日から平成35年3月31日まで

《その他》

本補助金の利用は、期間内に1回限りとします。

ただし、「音声告知専用端末機器設置事業」に関して、利用後に新規設置者が出た場合は、この限りではありません。

補助受付開始スケジュール(案)

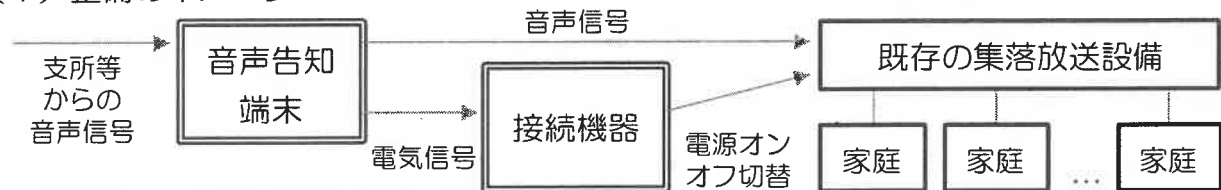
平成29年度から	鳥取地域・国府・青谷
平成30年度から	気高・鹿野
平成31年度以降	福部・佐治・河原・用瀬
※現時点での計画であり変更になることがあります。 また、平成31年度以降の各地域の補助受付の開始時期は別途ご案内します。	

《地域から要望をいただいていた「既存の集落放送設備と音声告知専用端末機器を接続し、支所等からの放送を聞くこと」について》

ケーブルテレビ業者等と調整を行ってきた結果、対応する音声告知専用端末機器の導入などにより実現の見通しが立ったため、平成31年4月以降、本補助制度の対象とする予定で検討を進めています（制度が決定しましたら改めてご案内します）。

実施にあたっては、ケーブルテレビ業者、接続機器を作製する電気工事業者との調整が必要になりますので、事業実施を検討される場合は、下記問い合わせ先（各総合支所地域振興課）にご相談ください。

（1）整備のイメージ



（2）補助対象経費の考え方

- ・音声告知端末費用、接続機器費用、関連工事費用等
- ※ケーブルテレビ加入関連費用、月額利用料は補助対象外
- ※補助率・上限補助額は、おもて面記載の有線放送設備・地域無線システム設置事業と同様

（3）留意事項

- ・町内会所有の放送設備によっては、機器接続が出来ない場合があります。
- ・音声告知専用端末は、ケーブル線の維持管理等をケーブルテレビ業者が行いますが、集落放送設備は、町内会で維持管理していく必要があります。

《問い合わせ先》

事業実施を検討される場合は、実施前に下記連絡先までご相談ください。

◇鳥取地域・・・企画推進部地域振興局協働推進課 コミュニティ支援係
〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 【市役所本庁舎3階】
電話：(0857) 20-3171

◇支所地域・・・各総合支所 地域振興課

・国府	〒680-0197	鳥取市国府町宮下 1221	電話：(0857) 39-0555
・福部	〒689-0102	鳥取市福部町細川 668	電話：(0857) 75-2811
・河原	〒680-1221	鳥取市河原町渡一木 277	電話：(0858) 76-3111
・用瀬	〒689-1201	鳥取市用瀬町用瀬 832	電話：(0858) 87-2111
・佐治	〒689-1313	鳥取市佐治町加瀬木 2519-3	電話：(0858) 88-0211
・気高	〒689-0331	鳥取市気高町浜村 282-1	電話：(0857) 82-0011
・鹿野	〒689-0405	鳥取市鹿野町鹿野 1517	電話：(0857) 84-2011
・青谷	〒689-0592	鳥取市青谷町青谷 667	電話：(0857) 85-0011

◇各ケーブルテレビ事業者

- ・日本海ケーブルネットワーク(株) 営業推進部 電話：(0857) 21-2255
- ・(株)とっとりテレトピア 業務部 電話：(0857) 22-6111

地域内情報伝達設備のメリット・デメリット

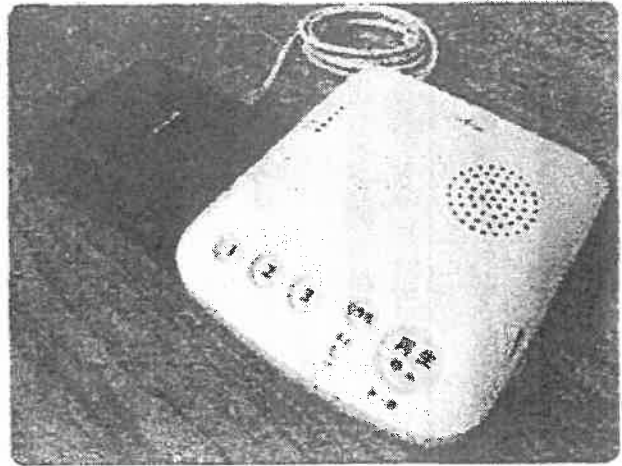
	音声告知専用端末機器	有線放送設備	地域無線システム
概要	<p>CATV事業者の行うサービスのひとつで、CATV網を利用した音声による情報提供機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアを区分けして放送することができます (町内会内だけでなく、状況に応じて学校区や地区単位・支所単位等のグループ設定を行うことで広域での放送も可能) ・放送する情報は電話で音声録音するため専用発信機器を設置する必要はありません ・放送を録音して聞くことができます ・伝送路のメンテナンスの必要がありません (CATV事業者が提供するサービスのため) ・設置費用が3つの設備の中で最も安価です 	<p>町内会内の各戸を有線ケーブルで接続し音声放送を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CATVに加入する必要はありません ・他の地域と混信することはありません ・ケーブルを延長することで放送エリアを拡大できます ・設備が単純であるため、断線等の修理は比較的簡単です ・従来から使われている設備であるため、多くの電気事業者が対応できます 	<p>無線通信を用いて町内会内の戸別放送を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CATVに加入する必要はありません ・ケーブル等の固定的な伝送設備は必要ありません ・設置した後も機器の移動が容易です ・エリアを区分けして放送することができます ・放送を録音して聞くことができます
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・CATVに加入することが前提です ・同時刻に放送できる区域数に限りがあります (混み合った場合は、順番待ちになる) ・毎月108円(税込)の利用料が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルなど伝送路の保守・管理が必要です ・機器を設置した後に再度移動する場合はケーブルの再配線が必要になります ・新規設置の場合約50世帯で250万円程度の費用が必要です (線の延長等によって金額が変わります) ・風雪・地震等の災害で断線する場合があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者による、電波の到達状況や混信の有無の事前調査が必要になります ・地形等の影響を受けやすいので、特に山間部では聞こえる範囲が狭まる可能性があります ・(出力の弱い無線電波を使うため) ・新規設置の場合約50世帯で300万円程度の費用が必要です (地域の実情(地形・面積等)によって金額が変わります) ・有線放送設備に比べて対応できる業者が少ないと思われれます
デメリット			

<参考：各設備の詳細>

○音声告知専用端末機器

ケーブルテレビ局がサービスするメニューのひとつで、情報を音声により迅速かつ正確に伝達できる地域情報提供システムです。

町内会等での地域内情報の伝達のほか、グループ設定をすれば、複数の町内会等や、地区公民館エリアでの情報伝達が可能で、放送内容を録音しておくこともできます。
※ケーブルテレビへの加入が必須です。



参考画像

○有線放送設備

従来から鳥取市内町内会等においても多く使用されている地域情報伝達システムです。

その多くは、集会所にアンプを設置し、各家庭に設置されたスピーカーとケーブルで接続することで情報が伝達されるシステムです。

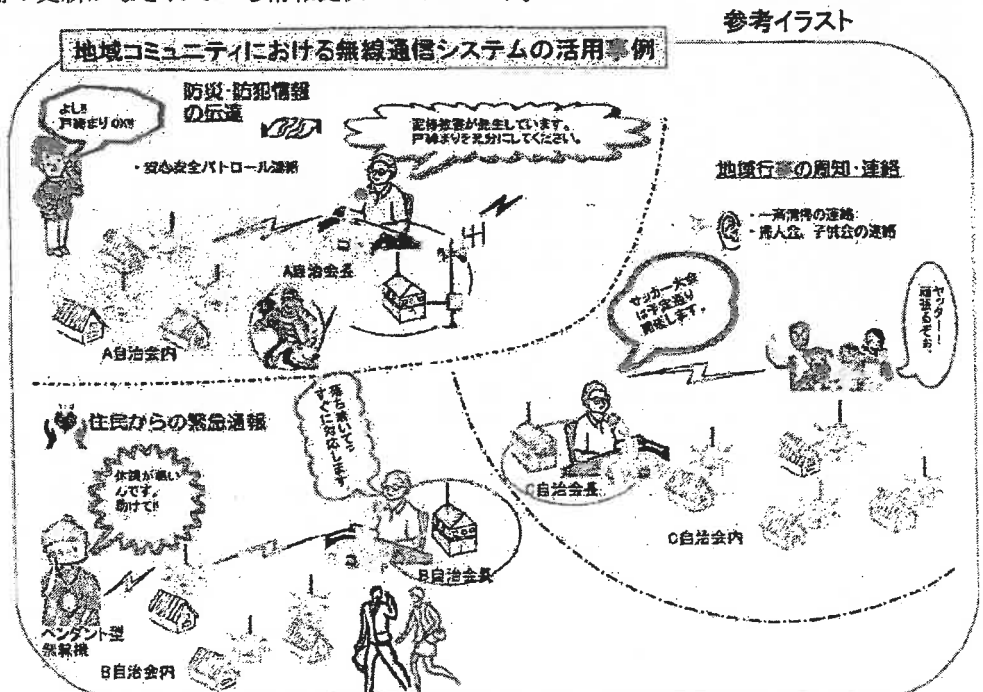
ケーブルを拡大していくことで放送領域は拡大しますが、エリア別の放送は困難です。

○地域無線システム

限られたエリア（町内会等、ゴルフ場やスキー場などの敷地が広いレジャー施設など）で自営放送したい場合や、既設の有線放送設備の配線の劣化に伴う架線の張り替え、放送柱や架線柱の移設機会に合わせて設備の更新がなされている情報提供システムです。

近年、自治体の導入も増えてきており、本市においても設置されている町内会等もあります。

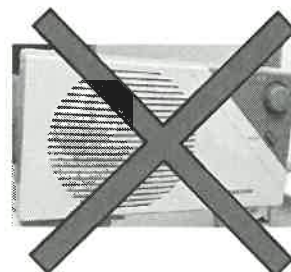
半径 10 km 程度までのエリアであれば基本的に無線免許は不要で、地区や複数町内会でグループを組むことも可能です。



防災行政無線のデジタル化に伴う音声告知端末の整備について

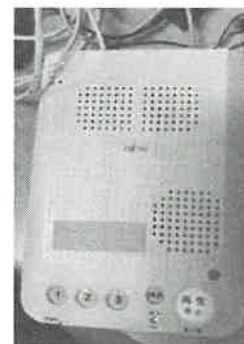
1. 防災行政無線のデジタル化

現在、毎日朝晩、各戸に設置してある防災行政無線を利用して、支所等からのお知らせを放送しています。この各戸の防災行政無線は、無線のデジタル化に伴い、平成32年2月以降は使えなくなります。その後は、屋外スピーカーで火災や土砂災害等の防災情報のみを放送することとなり、支所等からのお知らせをお伝えすることができなくなります。



2. ぴよんぴよんネットを使った支所等からのお知らせ

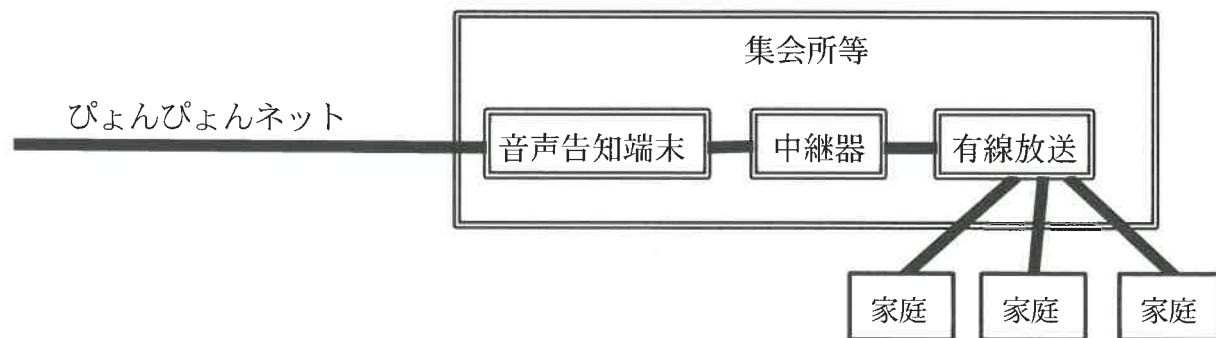
このため、ぴよんぴよんネットに音声告知端末を接続し、支所等からのお知らせを放送することとします。これには、次の2つの方式があります。



(1) 各戸に音声告知端末を設置する場合

- 音声告知端末機器及び工事費負担額 10,000円/戸
- 毎月の利用料 108円/戸
- * ぴよんぴよんネットに未加入の場合、新規に加入する必要があります。(60,000円程度/工事費込)

(2) 集会所等に音声告知端末を設置し、集落の有線放送を使って放送する場合



(参考例) 工事費等 *条件により金額は変わります

- 音声告知端末機器+中継器+工事費=160,000円 (1/2補助) 80,000円
- ぴよんぴよんネット加入費用(工事費込) 60,000円
- 有線放送アンプ(集会所等に無い場合) 60,000円
- 毎月の利用料(ケーブルテレビ+音声告知端末) 648円

(3) 注意点

- (2)については、同時に有線放送設備の大規模改修(アンプの購入等の小規模修繕は不可)をすることもできます(1/2補助)。
- これらの制度は、平成34年度までで、1回きりです。申請は集落単位としますが、(1)については、追加での申請も可能です。

地域内情報伝達設備回答状況

H31.1.31時点

集落名	世帯数	地域内情報伝達設備					摘要
		音声告知 +既設有線	音声告知	整備しない	保留 検討中	その他	
1 小原	9			● 9			
2 葛谷	21	● 21					
3 刈地	40					● 40	情報設備:意見がまとまらない
4 ほき元	5					● 5	
5 上葛谷	8		● 8				
6 津無	47			● 47			
7 大井	25		● 25				
8 古市	41			● 41			
9 上大井	11		● 11				
10 森坪	31				● 31		
11 下加瀬木	26				● 26		説明会を検討中
12 加瀬木	63	● 63					説明会2/17予定
13 淵尻	14				● 14		
14 高山	62				● 62		説明会4月予定
15 津野	33	● 33					
16 福園	17		● 17				
17 万蔵	9			● 9			
18 大水	28				● 28		説明会2/8予定
19 小田	21			● 21			説明会1/29実施
20 細尾	9					● 9	未回答
21 畑	28				● 28		情報設備未回答
22 つく谷	39				● 39		情報設備H31保留
23 余戸	37				● 37		説明会希望
24 河本	19	● 19					
25 尾際	37	● 37					
26 中	11	● 11					
27 栃原	11				● 11		回答少し遅れる
計	702	6 184	4 61	5 127	9 276	3 54	

鳥取市の移住定住に関する主な取り組みについて

1. 相談支援窓口の設置

- (1) 目的 地域振興課内に移住定住（UJIターン）に係る相談支援窓口を設置することにより、移住定住に関する情報の収集・発信の一元化を図り、特に若者や団塊の世代を中心に市域外から鳥取市への移住を促進する。（平成18年9月1日に設置）
- (2) 相談員の配置 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口 3名（平成18年9月～）
首都圏移住定住相談員 1名（平成24年12月～）
関西圏移住定住相談員 1名（平成24年12月～）
移住・交流情報ガーデン 3名（平成28年1月～）
- (3) 窓口の主な業務 ①情報（交流体験、住宅、就業等）の収集・管理業務
②空き家（非居住住宅）の確保・紹介業務
③窓口相談業務貢献
④新規移住希望者の開拓
⑤災害避難者受入相談
- (4) 相談・移住の状況
- | | 【平成29年度の実績】 | 【これまでの実績】 |
|----------|-------------|-----------|
| 窓口対応延べ軒数 | 1,109件 | 14,499件 |
| 相談登録者世帯数 | 515世帯 | 4,501世帯 |
| 移住世帯数 | 371世帯 | 1,690世帯 |
| 移住者数 | 487人 | 2,903人 |

2. お試し体験定住施設

移住を検討されている方に、体験施設（一戸建住宅）で鳥取暮らしを試していただくもの。
お試し定住体験施設の現状（5日間までは一律7,500円、6日目以降は1日につき1,500円を加算）

- ・中心市街地 ①ペット同伴可マンション1室（鳥取市本町）（平成28年1月～）
 - ・福部地域 ②空き家提供住宅1棟（平成28年8月～）
 - ・河原地域 ③空き家提供住宅1棟（平成29年1月～）
 - ・用瀬地域 ④空き家提供住宅1棟（平成25年6月～）
 - ・佐治地域 ⑤旧職員住宅1棟（平成19年6月～）
 - ・気高地域 ⑥旧駐在所1棟（平成27年4月～）
 - ・鹿野地域 ⑦・⑧湯川住宅団地・温泉付新築住宅2棟（平成22年4月～）
- （平成29年度実績（①～⑥）128組、延べ1,011日利用）

3. 移住定住空き家運営業務委託事業（平成25年6月～）

地元の団体に移住定住空き家運営管理を委託し、多くの空き家情報を収集。より早く的確な管理が可能となることで、移住定住者の増加を図る。また、地域総意での受入が可能となり、移住定住後の安全安心な生活の確保がおおいに期待できる。現在、河原（西郷地区）・用瀬（用瀬地区）・佐治・鹿野・気高（逢坂地区）・青谷地域で取り組んでいる。

★2019年版住みたい田舎ベストランキング3部門で1位受賞！総合部門で7年連続トップテン入り！

（いなか暮らしに関心のある人のための専門誌である「(株)宝島社 田舎暮らしの本2019年2月号」）

第1回～7回 鳥取市総合部門ランキングの状況

2013年版	第1回	第2位
2014年版	第2回	第8位
2015年版	第3回	第2位
2016年版	第4回	第9位
2017年版	第5回	第1位
2018年版	第6回	第4位
2019年版	第7回	第1位

（宝島社『田舎暮らしの本』出典）

★部門別ランキング（大きなまち（人口10万人以上）部門）

- 若者世代が住みたい田舎部門 第1位
- 子育て世代が住みたい田舎部門 第2位
- シニア世代が住みたい田舎部門 第6位
- 自然の恵み部門（新設） 第1位

※2018年版以降は、大きなまち（人口10万人以上）

グループでのランキング

総合部門では、2年ぶり2度目の1位を受賞しました。鳥取市が複数の部門で1位を受賞したのは初めてです。

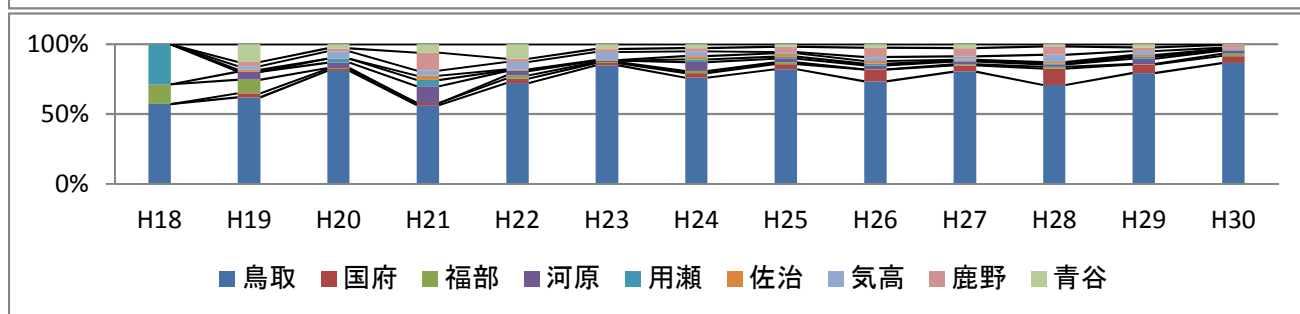
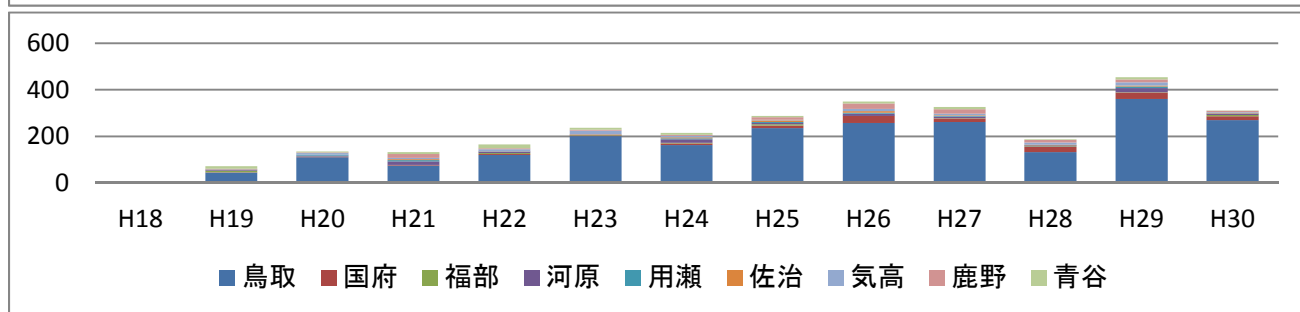
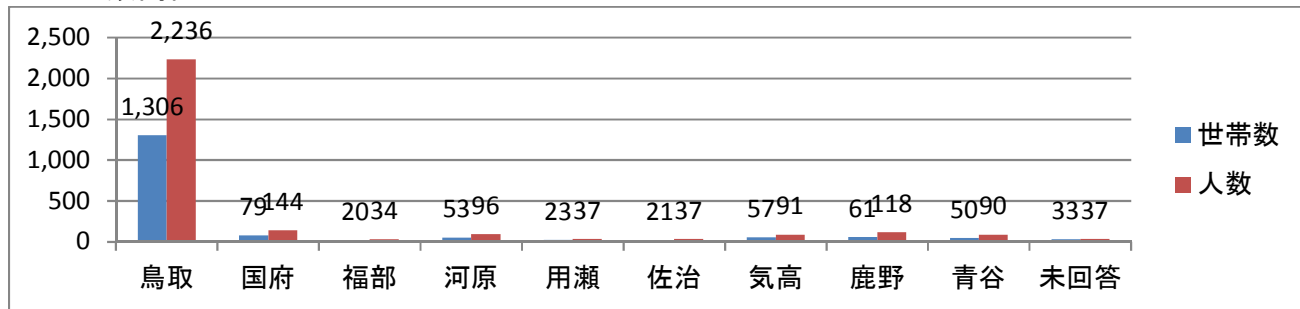
移住者数(地域別)

平成31年1月31日

現在

年度	区分	鳥取	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	未回答	計
H18	世帯数	3		1		1						5
	人数	4		1		2						7
H19	世帯数	19	1	2	2		1	1	1	5		32
	人数	44	2	7	4		1	2	2	9		71
H20	世帯数	45	2	1	2	2		3	2	2		59
	人数	110	2	1	5	4		7	3	4		136
H21	世帯数	32	2		7	2	3	2	8	3		59
	人数	75	2		16	6	4	5	17	8		133
H22	世帯数	50	4	2	2	1	1	4	4	5		73
	人数	120	5	4	5	1	1	9	4	17		166
H23	世帯数	87	1	1	1		1	8	4	4		107
	人数	201	4	2	2		1	14	5	8		237
H24	世帯数	74	5	2	4	3	2	4	2	4		100
	人数	163	7	3	14	4	5	7	5	6		214
H25	世帯数	132	5	2	4	1	4	2	6	4		160
	人数	236	11	4	7	4	7	3	11	5		288
H26	世帯数	153	12	1	6	2	4	8	8	6		200
	人数	258	29	1	10	4	7	10	23	9		351
H27	世帯数	141	7	2	5	3	1	5	9	5		178
	人数	262	15	2	6	3	2	8	19	9		326
H28	世帯数	83	12	2	2	1	1	7	8	3		119
	人数	133	22	3	3	1	2	10	11	3		188
H29	世帯数	280	19	1	12	6	1	10	5	7	30	371
	人数	360	29	1	17	7	5	13	12	10	33	487
H30	世帯数	207	9	3	6	1	2	3	4	2	3	240
	人数	270	16	5	7	1	2	3	6	2	4	316
合計	世帯数	1,306	79	20	53	23	21	57	61	50	33	1,703
	人数	2,236	144	34	96	37	37	91	118	90	37	2,920

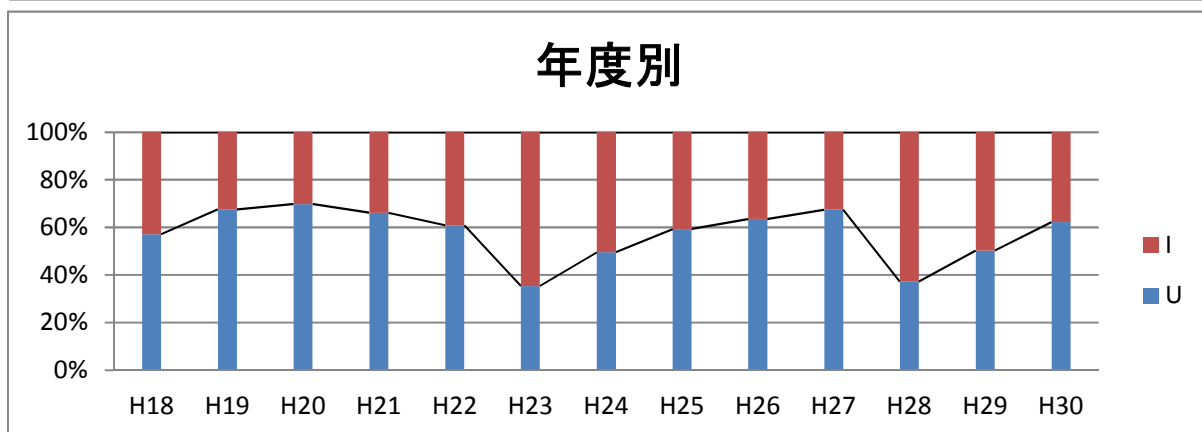
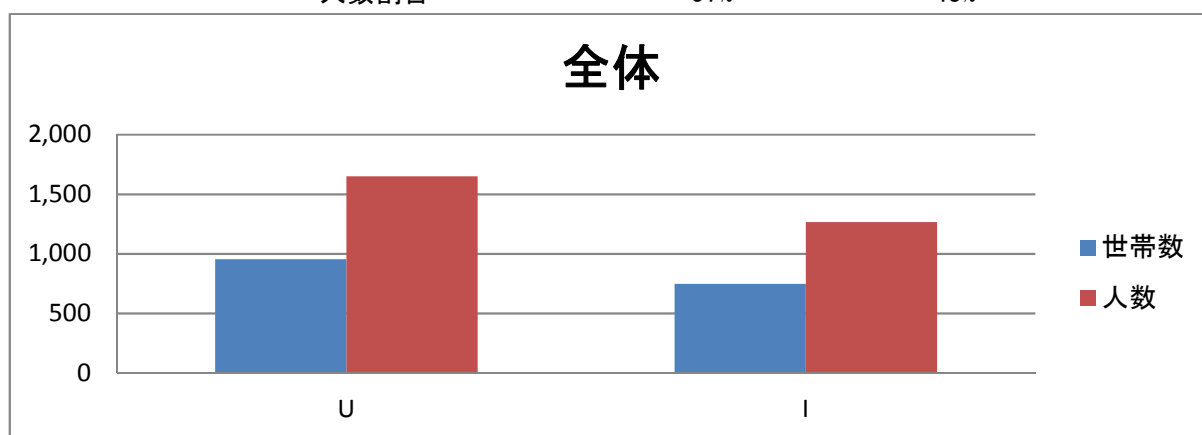
人数割合 76.6% 4.9% 1.2% 3.3% 1.3% 1.3% 3.1% 4.0% 3.1% 1.3%



移住者数(UI別)

平成31年1月31日 現在

年度	区分	U	I	計
H18	世帯数	3	2	5
	人数	4	3	7
H19	世帯数	22	10	32
	人数	48	23	71
H20	世帯数	37	22	59
	人数	95	41	136
H21	世帯数	34	25	59
	人数	88	45	133
H22	世帯数	42	31	73
	人数	101	65	166
H23	世帯数	36	71	107
	人数	84	153	237
H24	世帯数	46	54	100
	人数	106	108	214
H25	世帯数	100	60	160
	人数	171	117	288
H26	世帯数	131	69	200
	人数	223	128	351
H27	世帯数	120	58	178
	人数	220	106	326
H28	世帯数	48	71	119
	人数	70	118	188
H29	世帯数	183	188	371
	人数	245	242	487
H30	世帯数	153	87	240
	人数	197	119	316
合計	世帯数	955	748	1,703
	人数	1,652	1,268	2,920
		人数割合	57%	43%

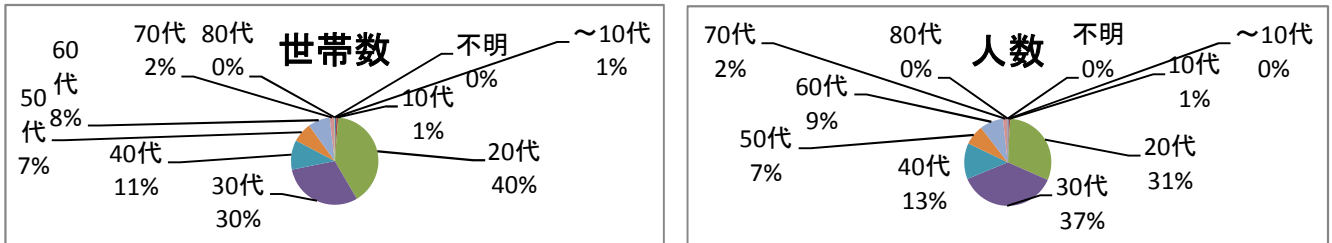


移住者数(年代別)

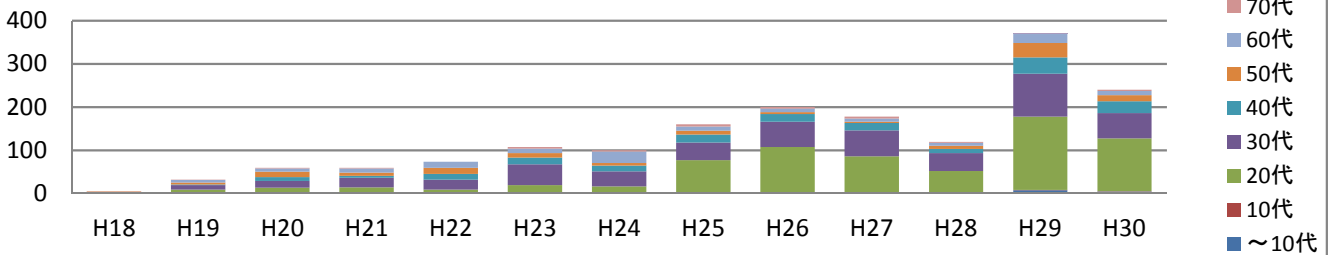
平成31年1月31日 現在

年度	区分	～10代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明	計
H18	世帯数			1	2		1		1			5
	人数			1	3		1		2			7
H19	世帯数			9	10	2	4	6	1			32
	人数			25	18	5	9	11	3			71
H20	世帯数			13	16	9	12	8	1			59
	人数			27	39	27	24	17	2			136
H21	世帯数			14	22	5	7	10	1			59
	人数			26	56	18	11	21	1			133
H22	世帯数		1	8	23	13	14	14				73
	人数		1	16	50	34	34	31				166
H23	世帯数		1	18	48	16	10	11	3			107
	人数		1	39	121	36	16	20	4			237
H24	世帯数		2	14	35	13	6	27	3			100
	人数		2	21	97	19	15	57	3			214
H25	世帯数		2	75	41	18	9	10	5			160
	人数		5	96	105	36	19	21	6			288
H26	世帯数		1	106	59	18	4	8	4			200
	人数		1	141	131	49	7	14	8			351
H27	世帯数		1	85	60	17	3	7	5			178
	人数		1	103	151	42	3	14	12			326
H28	世帯数		1	51	41	10	7	7	2			119
	人数		1	64	69	28	13	10	3			188
H29	世帯数	7	1	170	99	38	33	21	0	1	1	371
	人数	7	1	197	152	53	47	28	0	1	1	487
H30	世帯数	4	1	122	59	27	14	10	3	0	0	240
	人数	5	1	143	91	41	17	13	5	0	0	316
合計	世帯数	11	11	686	515	186	124	139	29	1	1	1,703
	人数	12	14	899	1,083	388	216	257	49	1	1	2,920

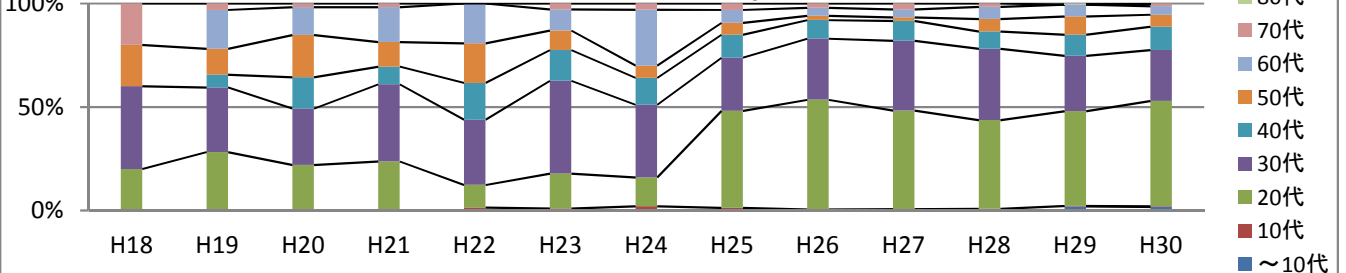
世帯割合 0.6% 0.6% 40.3% 30.2% 10.9% 7.3% 8.2% 1.7% 0.1% 0.1%



年代別移住世帯



年代別移住世帯割合



移住者数(理由別)

平成31年1月31日

現在

年度	区分	就職	結婚	介護	田舎暮らし	退職または離職による	卒業による帰郷	転勤	出産に伴う一時的な帰郷	大学等への進学	その他	未回答	計
H18	世帯数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7
H19	世帯数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	32
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	71
H20	世帯数	4	4	0	1	0	0	0	0	0	0	50	59
	人数	7	10	0	2	0	0	0	0	0	0	117	136
H21	世帯数	11	2	0	4	0	0	2	0	0	15	25	59
	人数	17	3	0	5	0	0	3	0	0	43	62	133
H22	世帯数	21	5	2	8	1	0	2	0	0	31	3	73
	人数	33	10	6	17	2	0	2	0	0	87	9	166
H23	世帯数	12	5	1	9	0	0	7	0	0	73	0	107
	人数	29	6	1	14	0	0	19	0	0	168	0	237
H24	世帯数	28	2	1	18	2	0	3	0	0	45	1	100
	人数	61	2	3	31	4	0	11	0	0	101	1	214
H25	世帯数	97	5	1	16	1	0	1	0	0	39	0	160
	人数	151	6	1	35	3	0	4	0	0	88	0	288
H26	世帯数	152	2	1	11	2	0	2	0	0	30	0	200
	人数	246	2	2	28	3	0	5	0	0	65	0	351
H27	世帯数	103	5	1	20	1	4	1	0	0	43	0	178
	人数	164	9	1	48	2	4	3	0	0	95	0	326
H28	世帯数	53	1	1	17	0	3	4	0	0	40	0	119
	人数	72	2	2	25	0	3	14	0	0	70	0	188
H29	世帯数	171	36	11	24	46	6	0	1	1	53	22	371
	人数	206	49	14	30	55	6	0	1	1	96	29	487
H30	世帯数	87	19	10	15	60	1	0	0	0	45	3	240
	人数	105	24	12	21	72	1	0	0	0	78	3	316
合計	世帯数	739	86	29	143	113	14	22	1	1	414	141	1,703
	人数	1,091	123	42	256	141	14	61	1	1	891	299	2,920

人数割合 37.4% 4.2% 1.4% 8.8% 4.8% 0.5% 2.1% 0.0% 0.0% 30.5%

